

2025 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名	株式会社フロンティアハウス
(コード番号)	5528 TOKYO PRO Market)
代 表 者 名	代表取締役社長 CEO 佐藤勝彦
問 合 せ 先	取締役 CMO 兼経営企画部長 古谷幸治
T E L	045-319-6345(代)
U R L	https://www.frontier-house.co.jp/

ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

株式会社フロンティアハウス(以下「当社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びにストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を 2025 年 6 月 23 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの結束力をさらに高め、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させることを目的として、当社及び当社子会社の従業員に対して、無償にてストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社及び当社子会社の従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式16,500株を上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の総数

165個を上限とする。

ただし、上記の総数は割当予定数であり、後記(12)の期間内における引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、割当のあった新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額またはその算定方法

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株あたりの金額(行使価額)

新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,503円とする。

なお、新株予約権の行使価額については、当社の普通株式は株式会社東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しているものの、流動性が低い等の理由から株式価値算定を行うことが望ましいものと判断し、新株予約権の発行に際して定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルである純資産評価を基礎として、当社から独立した第三者機関である株式会社AGSコンサルティングに株式価値算定を依頼し、同社が算出した株式価値を参考に行使価額を決定した。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

また、当社は本臨時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認を受けることを条件に、ストック・オプションとして新株予約権を発行することとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

割当日の翌日から起算して2年経過した日から2035年4月24日とする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当日において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員(以下「当社の取締役等」という。)のいずれかの地位を有していた新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合または、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

②新株予約権者は、当社普通株式が株式会社東京証券取引所TOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

④新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

⑤新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了もしくは定年退職の場合を除く。)、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9)新株予約権の取得に関する事項

①新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了もしくは定年退職の場合を除く。)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

②以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

a 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

b 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

c 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

③当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

(10)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11)組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(6)に定める行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(8)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

上記(7)に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得に関する事項

上記(9)に準じて決定する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(12)新株予約権の割当日

本臨時株主総会決議の日から1年以内の日で取締役会決議により定める日
ただし、割当日が複数となることを妨げない。

(13)新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14)新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上